

# 環境に配慮した経営促進助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）の会員事業者が環境保全活動の自主的かつ継続的な取組み手段として、環境に配慮した経営（以下「グリーン経営」という。）を推進する認証機関に対し認証・登録を取得した場合、その費用の一部を助成し地球温暖化防止対策に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、環境負荷の少ない事業運営の取組みを行っている事業者に対して、グリーン経営推進マニュアルに基づいて審査のうえ認証・登録事務を取扱う公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

## (助成対象)

第3条 協会の会員事業者で交通エコモ財団のグリーン経営の認証・登録を取得し環境保全活動の継続的な向上を目指す事業者とする。

## (認証・登録に対する助成)

第4条 協会は、会員事業者から交通エコモ財団のグリーン経営の認証・登録取得に係わる助成金の申請があった場合は、この要綱により助成の対象となるものに対し、初回の認証・登録に限り（継続は対象外）1事業者1事業所に対し予算の範囲内で助成することができる。

## (助成金額)

第5条 前条に規定する助成金の交付額は、グリーン経営の認証・登録の取得に要した費用の1/2とし、100,000円を限度とする。

## (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別に定める環境に配慮した経営促進助成金交付申請書により協会へ申請するものとする。

## (事業期間)

第7条 この要綱に定める助成事業は、当該事業年度4月1日から翌年1月31日までとする。但し、予算枠に達した時点で終了とする。

(その他の必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(付 則)

第9条 本要綱は、平成27年6月9日から適用する。

平成16年8月28日制定

平成17年4月28日一部改正

平成18年4月26日一部改正

平成19年4月27日一部改正

平成20年4月 1日一部改正

平成21年4月28日一部改正

平成22年4月28日一部改正

平成23年5月26日一部改正

平成24年5月28日一部改正

平成25年5月27日一部改正

平成26年7月14日一部改正

平成27年6月 9日一部改正

平成28年3月18日一部改正